

鹿児島県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、災害等の発生時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 定義

この計画において、「広域火葬」とは、災害等により市町村が平常時使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、市町村等に提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び都道府県間の調整を行う等必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、広域火葬を円滑に実施するため、市町村内の情報収集と整理を行う。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

第2 平常時の対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

- (1) 県内の火葬場の名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の型式、火葬要員数、使用燃料、周辺の交通事情及び必要な事項
- (2) 県内市町村及び近隣県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害等の発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等、その運営方法をあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生時における火葬の実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

3 資機材等の確保及び関係事業者又は関係団体との協定等締結

(1) 市町村は、次の事項についてあらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

①資機材等の確保

- ・棺及び遺体保存剤（ドライアイス）並びに作業要員の確保
- ・災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路
- ・感染性遺体を収納する際に必要とされる非透過性納体袋の確保及び作業要員の感染を防止するための手袋、マスク等感染予防のための物品の確保

②協定等の締結

- ・災害等発生時における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

③緊急通行車両の届出

- ・遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法第76条第1項の規定による緊急通行車両の届出

(2) 火葬場設置者は、次の事項についてあらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

①資機材等の確保

- ・火葬に必要な燃料及び資機材の確保

②協定等の締結

- ・災害等発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

③緊急通行車両の届出

- ・資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法第76条第1項の規定による緊急通行車両の届出

(3) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 情報伝達手段の確保等

県は、市町村、火葬場設置者及び近隣県間の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

第3 災害発生時の対応

1 広域火葬の実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、くらし保健福祉部生活衛生課に広域火葬のための相談窓口を設置し、情報収集、連絡調整にあたるものとする。

2 被災状況等の把握

(1) 被災市町村は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数及び平常時使用している火葬場の被災状況の把握を行い、県に報告するものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害発生後、速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否、出勤の可能性、火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。

(3) 県は、前記(1)及び(2)の報告により被害状況等広域火葬に必要な情報を集約し、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援・協力

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの応援要請、または自ら把握した被災状況及び火葬場の被害状況等に基づき、広域火葬の実施の決定をし、被災していない火葬場設置者又は近隣県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。
- (3) 県は、県内及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対し近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。
- (4) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に報告するものとする。
- (5) 県は(2)により広域火葬の実施を決定したときは、市町村及び火葬場設置者へ、市町村は住民及び関係団体等に速やかにその旨を周知するものとする。
- (6) 県及び火葬場設置者は、国又は近隣県から広域火葬の協力依頼があった場合には、(2)及び(4)を準用し、これに対応するものとする。

4 火葬場の割り振り及び調整

- (1) 県は、火葬場設置者及び近隣県等からの回答に基づき、応援火葬場を割り振り、被災市町村及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣県等に通知するものとする。
- (2) 被災市町村は、県の割り振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割り振り、協力の承諾のあった火葬場設置者と、火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。

5 火葬要員の派遣要請及び受入

- (1) 火葬場設置者は、当該火葬場の職員の被災等により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員の派遣の手配を要請するものとする。
なお、火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっては同様とする。
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。
また、県は燃料又は資機材の確保要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を要請するものとする。

6 遺体の保存対策

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに、遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。
なお、遺体保存のための資機材の搬入等の経路について交通規制が行われている場合は、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両による搬送を行うものとする。
- (2) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。

- (3) 県は、被災市町村から遺体保存に必要な資機材の確保の要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に、応援・協力を依頼するものとする。

7 遺体搬送手段の確保

- (1) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。なお、交通規制が行われている場合は遺体の火葬場までの搬送は災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両により行うものとする。
- (2) 被災市町村は、遺体搬送手段を確保することが困難な場合は、県にそれらの手配を要請するものとする。
- (3) 県は、被災市町村から遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体等への応援・協力を依頼するものとする。

8 相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するため、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬に関する情報の提供及び火葬の受付を行うものとする。

その際、広域火葬の実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族等の感情に十分考慮した上で、遺族等への説明を行うものとする。

9 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村内の区域の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申し込みを受け付けるものとする。

10 火葬に係る特例的取扱い

- (1) 市町村及び火葬場設置者は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後実施等、実態に応じた特例的取扱いについて、県に協議するものとする。
- (2) 県は、市町村及び火葬場設置者から上記(1)の協議を受けた場合は、直ちに国に承認を求め、その結果を市町村及び火葬場設置者に連絡するものとする。

11 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬が実施された場合、広域火葬を行った火葬場設置者は、災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、広域火葬実績状況を県に日報として報告するものとする。
- (2) 県は、県内の火葬場からの日報を取りまとめ、国に報告するものとする。

12 広域火葬の終了

- (1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合は、広域火葬を終了し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに、国に報告するものとする。
- (3) 広域火葬を依頼した被災市町村は、火葬依頼実績を取りまとめ、県に報告す

るものとする。

(4) 災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場設置者は、火葬実績をとりまとめ、県に報告するものとする。

13 引取者のいない焼骨の保管

引取者のない焼骨については、被災市町村が火葬場から引き取り、引取者が現れるまでの間保管するものとする。

14 大規模な疾病の流行等への準拠

この計画は、災害時等に対応することを目的としたものであるが、大規模な疾病の流行その他広域火葬が必要となる危難や非常事態が生じた場合にも、必要に応じてこの計画の定めるところにより対応するものとする。

第4 他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附則

この計画は、平成29年3月17日から適用する。

附則

この計画は、平成30年4月1日から適用する。